

社会福祉法人宰府福祉会

コミュニティホール 管理運営規定

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人宰府福祉会（以下「本法人」という。）の施設であるコミュニティホール（以下「ホール」という。）の管理運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(施設の名称及び所在地)

第2条 本法人の施設の名称及び所在地は以下のとおりとする。

「アクティビティセンター・コミュニティホールさいふ」
福岡県太宰府市大字大佐野 757-1

(利用の目的)

第3条 ホールは、本法人の障害福祉の推進及び地域貢献活動等に利用する。

- 2 ホールは、次に掲げるもののうち、地域の支え合い等による福祉の活動や地域住民等の福祉を目的とした交流の場等とする諸活動に、施設を開放するものとする。
 - (1) 高齢者、障がい児者支援及び子育て等の福祉を目的とした活動
 - (2) 高齢者、障がい児者の相互及び地域住民等との交流の活動
 - (3) 高齢者、障がい児者の健康増進活動や知識習得等の学びの活動
 - (4) その他理事長が特に認める活動等
- 3 災害発生時に、太宰府市との福祉避難所に関する協定により、開設利用運営の要請が生じた場合や本法人の自主的な避難等が生じた場合には、ホールを優先して利用する。

(諸手続きの窓口及び利用の許可否)

第4条 ホールについて、前条各号に掲げる目的において利用する団体は、諸手続きについては、本法人の本部事務局（太宰府市大字大佐野 761-1）を窓口とし、あらかじめ理事長の許可を受けなければならない。

- 2 前項の許可を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、ホール利用許可申請書(様式第1号。以下「申請書」という。)を理事長に提出しなければならない。
- 3 申請書の受付期間は、利用しようとする日の2カ月前からとする。
- 4 利用の許可は、申請書の提出があった順序により行うものとする。ただし、理事長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。
- 5 理事長は、前条の規定により申請書が提出されたときは、その内容を審査の上、その可否を決定し、利用を許可するときはホール利用許可書(様式第2号。以下「許可書」という。)により、申請者に通知するものとする。ただし、利用を許可しないときはその理由を申請者に通知するものとする。

- 6 理事長は、前項の規定により利用を許可する場合において、ホールの管理上特に必要があると認めるときは、条件を付すことができる。

(開館、利用時間及び休館日)

第5条 ホールの開館時間及び休館日は、次に定めるとおりとする。

- 2 開館時間は、平日・土曜日：午前9時から午後5時までとする。

- 3 利用時間は、平日・土曜日午前10時から午後4時までとする。

ただし、入室（準備）から退出（後片付け）までとする。

なお、特別な利用許可を受けた場合については、この限りではない

- 4 休館日は、次のとおりとする。

- (1) 毎週日曜日

- (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日

- (3) 12月29日から翌年の1月3日までの日

- 5 理事長が特に必要があると認めるときは、前項の開館時間若しくは休館日を変更し、又は臨時に休館日を指定することができる。

(利用料金)

第6条 ホールの利用料金は、別紙「コミュニティホール料金表」とする。

- 2 ホールの利用時間が1時間未満の端数時間については、1時間とみなす。

- 3 利用料の徴収方法は 利用許可を受けた時点から、申請者には利用料を支払う義務（債務）が生じるため、利用料は利用許可を出した後に、原則として利用前までの平日の午前9時から午後5時迄に本部事務局の窓口で現金を徴収する。

- 4 理事長が特に必要があると認めるときは、無料とする。

(損害賠償)

第7条 ホールを利用する者がその責に帰すべき理由により、ホールの施設又は附属設備等を破損し、又は滅失させたときは、その損害を賠償しなければならない。

(利用規約)

第8条 この規定に定めるもののほか、必要な事項は利用規約に定めるものとする。

(その他)

第9条 この規定に定めのない事項が生じた場合は、理事長が決定する。

附 則

この規定は、令和4年10月1日から施行する。